

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題1	難聴児の言語発達（コミュニケーション）に資する療育に関する調査研究
補助基準額	1,200万円を上限とする。
事業概要	乳幼児期や学齢期の難聴児の療育における言語発達に着目して、地方公共団体における支援の枠組みや、療育機関等における支援プログラム、評価指標等の実態把握及びその検証を行うとともに、それを踏まえ、難聴児の言語発達のための療育の質の向上に資するための好事例集を作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 難聴児の日本語言語発達のための評価指標については、先行研究（厚生労働省感覚器障害戦略研究）により開発された「ALADJIN」等の研究が行われている。一方、療育の現場でどのような支援が行われており、どのような評価指標が用いられているかについて、十分把握できていない。また、先行研究では手話言語発達には言及しておらず、手話を用いた療育について、実態を十分把握できていない。 ・ そのため、まず地方公共団体における難聴児の言語発達（手話を含む。以下同じ。）のための支援体制について実態を把握するとともに、難聴児を対象とした児童発達支援センター・事業所や放課後等デイサービス事業所、特別支援学校等に対して、療育プログラムや評価指標に関する調査を実施し、有識者による検討会において検証する。 ・ また、上記の実態把握を踏まえ、検討会も活用しつつ、難聴児の言語発達のための療育の質の向上に資するための好事例集を作成する。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体について、難聴児の言語発達のための支援体制の調査（書面及びヒアリング）を行う。 ・ 難聴児を対象とした児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所や難聴児を対象にした特別支援学校等に対して、療育プログラムや使用している評価指標等について調査（書面及びヒアリング）を実施する。 ・ 調査結果について、有識者による検討会を設置し、人工内耳、補聴器、手話等の類型毎に調査・検証し、取りまとめる。 ・ 調査で得られた情報を踏まえ、検討会も活用しながら、地方公共団体の支援体制、療育関係機関での療育の参考となる好事例集を作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	現在行われている難聴児に対する療育プログラムの実態と課題を明確にするとともに、好事例集を作成することで全国における難聴児の療育における言語発達の質の向上が期待できる。
担当課室/担当者	企画課 課長補佐（内線 3019）、障害福祉専門官 障害福祉課障害児支援専門官

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題2	障害者支援のあり方に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	地域社会の中で障害者支援施策とその他の施策が一体的に障害者に手を差し伸べることができる社会の構築を目指すという視点から、障害者支援施策やその他の施策の現状分析、課題の整理及び今後の施策の方向性について、調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	平成25年に施行された障害者総合支援法については、平成28年に改正を行い、自立生活援助、就労定着支援等の新サービスについても平成30年4月から施行された。 同法には、施行3年後の見直しの検討規定が設けられており、一昨年及び昨年の同指定課題においては、現状分析、課題の整理及び今後の施策の方向性について検討を行ったところ。 当該検討の結果得られた、地域社会の中で障害者支援施策とその他の施策が一体的に障害者に手を差し伸べることができる社会の構築を目指すという視点から、障害者支援施策に限らない障害者を支援し得る各種施策の現状分析、課題の整理及び今後の施策の方向性について、調査研究を行う。
想定される事業の手法・内容	有識者をメンバーとする検討会を設置し、以下の調査研究を行う。 ・障害者支援施策等の現状について、地域差分析、経年分析等による分析やデータの整理を行う。 ・現状分析の結果を踏まえて課題を整理し、今後の施策の方向性についての意見をとりまとめる。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	障害者支援施策等の現状分析、課題整理、検討会意見をまとめた報告書を作成し、今後の障害福祉政策の方向性に係る議論に活用する。
担当課室/担当者	企画課 課長補佐 内線(3066)

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題3	羞明等の症状により日常生活に困難を来している方々に対する調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	羞明等の症状を有する方々について、その症状による日常生活の困難性等の実態について調査と海外での文献調査を行う。
指定課題を設定する背景・目的	視覚障害の認定基準は、視力と視野で決定されているが、これらに異常がなくとも羞明等の症状により、視機能に支障をきたしている方が存在する。このような方は、日常生活に困難を来していても障害福祉サービスが受けられていないことから、支援を求める声が多い。しかし、そのような症状を有する方の実態については不明であるため、実態を把握するための調査を行う。また、同様の事例に対して海外ではどのような知見があるかについて調査する。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 患者会等の協力を得ながら、羞明等の症状を有する方々の日常生活への困難性等についてアンケート、ヒアリングなどによる調査を行う。 ・ 羞明等の症状に関する病態や治療法などについて海外の文献調査を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	羞明等の症状を有する方々の実態を明らかにし、今後、羞明の病態解明や客観的に評価する方法の開発等への研究へつなげる一助とする。
担当課室/担当者	企画課 課長補佐 内線 (3019)

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 4	インフラ長寿命化のための公立障害福祉施設等における維持管理・更新費用等の推計に関する調査研究
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	全国の公立の障害福祉施設等について、その現状（築年数や面積、構造等）を把握するとともに、改築や更新等の将来必要となる対策を行った場合の費用を試算する。また、長寿命化工事（予防保全）を実施することによる更新費用の効率化効果を検証する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>「経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年 6 月 21 日閣議決定）」において、社会福祉施設等を始めとした公共施設の管理について、人口減少やインフラの老朽化が進展する中、予防保全に基づくメンテナンスサイクルの徹底やライフサイクルコストの低減を図り、時代の変化に対応した構造的な制度改革を進めることとされている。</p> <p>さらにそのため、各インフラ所管省は、長寿命化等による効率化等の効果も含めた中長期的なインフラ維持管理・更新費見通しを公表し、地方公共団体における取組を推進するとされていることから、全国の公立の障害福祉施設等の現状及び更新費用の見通し等を把握するとともに予防保全等の対策による更新費用の効率化効果を検証しようとするもの。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>業務の実施に当たっては、地方公共団体に対して、アンケート調査等を実施して情報を収集・整理するとともに、障害福祉施設等に係るインフラ維持管理・更新費用等、長寿命化の取り組みによるそれらの効率化効果の見える化に資するよう、本業務によって得られた情報を体系的に整理する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個別施設計画策定済み地方公共団体（約 400）へのアンケート実施及び計画収集 ○ アンケートを基にした障害福祉施設等に係る維持管理・更新費見通しの推計
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>障害福祉施設等に係る更新費用の見通し及び予防保全等による効率化効果を主として自治体あてに公表することで、各自治体におけるインフラ長寿命化に係る取組の推進を図るとともに、国における施策検討の基礎資料として活用する。</p> <p>なお、自治体あての公表については、令和2年度中に行うため、令和2年12月までに成果物がとりまとまっていることが望ましい。</p>
担当課室/担当者	企画課 企画法令係 内線（3022）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題5	地域における地域生活支援事業の効果を検証するための調査研究
補助基準額	1300万円を上限とする。
事業概要	障害者総合支援法に基づき、地方公共団体が実施する地域生活支援事業の事業実施状況を把握・分析し、課題を整理することにより、効果的な取組を推進するための方策や今後の施策の方向性について調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>地域生活支援事業は、地方公共団体が地域の実情や障害児・者のニーズに応じ、柔軟に実施する事業として平成18年度に創設。</p> <p>近年、障害児・者の社会参加等が進んでおり、多様化するニーズに対応していくため、本事業の実態や課題を把握し、事業の有効性の向上を図るための調査研究を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全国の事業実施状況の把握・分析 全自治体向け調査等により、全国の自治体の事業実施状況（地域生活支援事業の各事業における仕組み、実施方法、手法等）や、効果的な取組が見られる自治体の状況の把握、分析等を行う。 ○ 各自治体レベルの実施状況の把握・分析 地域生活支援促進事業のうち、「地域生活支援事業の効果的な取組推進事業」（都道府県、市町村：10/10）の調査設計、及び結果等の取りまとめ、分析等を行う。 ○ 好事例の収集 広域実施などの効果的、効率的な事例、ニーズを踏まえた見直しのプロセスなど、地域生活支援事業を効果的に推進している現在の自治体における好事例の取組を収集する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	地域生活支援事業の現状分析、課題整理、好事例をまとめた報告書を作成し、今後の国及び地方公共団体における施策の推進に当たって活用する。
担当課室/担当者	自立支援振興室 地域生活支援係（3077、3076）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題6	雇用された手話通訳者の労働と健康に関する調査研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	手話通訳を日常業務とし、福祉・医療・教育・労働の分野で自治体や公共機関及び各種団体などに雇用されている者を対象にアンケート調査を行い手話通訳者の健康対策に資する方策を研究する。
指定課題を設定する背景・目的	手話通訳者の業務上生じる脛肩腕障害等の健康問題が30年以上前から生じている。近年、手話言語条例の広まりや新たな遠隔手話サービス・電話リレーサービスの公共インフラ化等に伴う手話通訳の活動の場の拡大や高齢化による健康問題が懸念される。手話通訳者の労働条件、手話通訳者が抱える課題を明らかにし、今後の手話通訳制度の充実に資する。
想定される事業の手法・内容	手話通訳を日常業務とし、福祉・医療・教育・労働の分野で自治体や公共機関及び各種団体などに雇用されている者を対象にアンケート調査を行い手話通訳者の健康対策に資する方策を研究する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	過去の同種の調査研究等も活用したうえ、直近の状況を踏まえた健康対策を推進するための基礎資料として普及を図る。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 情報支援専門官 内線（3072） 情報・意思疎通支援係 内線（3076）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題7	意思疎通支援事業の計画的・効果的な実施に関する調査研究
補助基準額	1,500万円を上限とする。
事業概要	地域生活支援事業の意思疎通支援事業の支援者について、計画的に養成するための課題整理及び方策を検討するとともに、意思疎通支援事業のうち新たな事業展開を必要とする分野についてその実施方法の確立等について調査研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<p>地域生活支援事業の意思疎通支援事業における支援者については、その登録者数は一定程度把握されているが、利用者ニーズと支援者の活動実態との関係や各地域の課題は網羅的に把握されていない。</p> <p>今後、支援者の高齢化が見込まれるなど、事業に対する需給状況を踏まえた計画的な養成が求められる。</p> <p>令和2年度予算案の地域生活支援事業の補助事業として「地域における意思疎通支援者の計画的な養成支援事業」を補助事業として創設することとしており、これと連動し好事例の把握など等、今後の事業実施体制の確立、支援者の質・量を安定的に確保する必要がある。</p> <p>また、意思疎通支援事業のうち</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「視覚障害者への代筆代読支援」 ・ 「失語症向け意思疎通支援」 <p>については、制度化後の経過年数が浅いなど、全国的に事業実施が低調な現状を踏まえ、上記利用者ニーズの把握とともに、これに対応した支援体制を確立し効果的な支援を行う必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>「地域における意思疎通支援者の計画的な養成支援事業」を実施する地方自治体等にアンケート調査・ヒアリング調査を行い、意思疎通支援の従事者の状況や養成状況の把握、課題の整理を行い、計画的・効果的な人材養成が可能となる方策について研究する。</p> <p><u>※手話通訳者・要約筆記者については、別途予定している厚生労働科学研究における調査研究との重複を避けるよう調整する。</u></p> <p>「視覚障害者への代筆代読支援」、「失語症向け意思疎通支援」については、過去の調査研究も参考とし、支援者の養成・派遣に取り組んでいる自治体・事業者等への調査を通じ課題を整理し、有識者等の検討会を通じて事業実施に必要なマニュアル等の作成を行う。</p>

求める成果物の活用方法（施策への反映）	地域において意思疎通支援者の養成が計画的・効果的に行うことを可能とするための資料とし、利用者のニーズに対応した制度の安定的運用に活用する。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 情報支援専門官 内線（3072） 情報・意思疎通支援係 内線（3076）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題8	全国の障害者による文化芸術活動の実態把握に資する基礎調査
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	<p>障害福祉施設、障害者本人、障害者芸術文化活動支援センターを対象に、全国の障害者による文化芸術活動の現状を調査し、地域の実態を明らかにすることにより、地方公共団体が「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下「法」という）に基づく計画策定の際に必要な情報を整理するとともに、「障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画」（以下、「基本計画」という）における施策目標や指標策定に必要な調査研究を行う。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>法においては、地方自治体は国の基本計画を勘案し、計画策定を行うことが定められているが、地方公共団体による地域の障害者の文化芸術活動に対するニーズや実態把握が十分でないため、計画策定が進捗していない。また、今期基本計画（令和元～4年度）においても、全国の障害者による文化芸術活動の実態把握に資する調査研究等を進め、より具体的な目標やその達成時期等について検討を行うこととしている。</p> <p>これらを踏まえ、障害者による文化芸術活動について全国規模の調査を実施し、実態や課題等を把握・分析し、地方自治体・国が効果的かつ計画的に障害者の文化芸術活動の施策を進める必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害福祉施設、障害者本人、障害者の芸術文化活動支援センターを対象としたアンケート調査・ヒアリング調査を行い、全国の障害者の文化芸術活動の実態や課題を明らかにする。社会調査、障害福祉、文化芸術、障害者の文化芸術活動等の専門家による検討委員会等を開催し、調査結果の分析や活用に向けた論点の整理等を行う。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体へ調査結果を提供し、地域における基本計画策定や施策の取り組みへの活用を促す。 ・ 次期基本計画（令和5年度～）における施策の目標や達成時期等を設定するために活用する。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 障害者芸術文化活動支援専門官 内線（3079）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題9	支援機器開発における効果的なニーズの発掘を支援するための調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	開発に携わる企業等のエンジニア、医療福祉関連職等が、支援機器の開発において、効果的にニーズが発掘できるよう、ニーズ発掘手法を試行的に実施し、開発ニーズの発掘手法を確立する。
指定課題を設定する背景・目的	障害者の支援機器開発においては、障害者のニーズが特異的・個別的である他、支援者である家族や医療福祉関連職等のニーズを含むことから、開発者の技術シーズとマッチングするニーズの発掘が極めて難しく、開発に携わる人材に、ニーズの着想・探索・深掘りまでの体系的な発掘手法を普及支援する必要がある。本事業では、医療機器開発等で実績のあるバイオデザイン等のデザイン思考を用いたニーズ発掘手法をもとに、支援（福祉）機器の開発に使用可能なニーズ発掘手法を考案提示するとともに、その手法を試行的に実施し、ニーズ発掘手法を確立する。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機器の開発に関わるエンジニア、医療福祉関連職等に対して、考案したニーズ発掘手法を用いたワークショップを複数回にわたり試行的に実施する。 ・ ワークショップ対象者は、開発に携わる企業・大学（大学院生含む）・研究所等のエンジニア、医療福祉関連職（リハビリテーション専門職等）、事業化推進人材とし、参加者にアンケート調査を実施し、ニーズ発掘手法の妥当性、有効性、課題点等を検証・分析する。 ・ 検証・分析結果から、ワークショップで用いたニーズ発掘手法を確立する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援機器開発に携わる企業等が、開発に着手する際に、確立されたニーズ発掘手法を活用できる。 ・ 支援機器開発に携わる企業等が、ニーズ発掘手法を用い開発に着手することで、障害者に真に必要な支援機器の開発が促進される。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 福祉工学専門官（内線 3088）、障害者支援機器係（3073）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題10	支援機器の開発過程におけるモニター評価等の体制整備のための調査研究
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	支援機器の開発過程で重要な試作機等に対して、障害当事者や医療福祉専門職等から支援機器の使い勝手等の評価（以下「モニター評価」という。）を受けられる施設やその手法等の実態を把握し、モニター評価等の体制整備のための基礎的調査を行う。
指定課題を設定する背景・目的	支援機器の開発過程は、障害当事者等の日常の困りごと等を開発につながるニーズへ深掘りする過程にはじまり、開発途中の試作機等に対して、障害当事者や医療福祉専門職等から、モニター評価等を受けながら試作機を改良改善させ開発を進める過程が極めて重要である。しかし、モニター評価等を受けられる施設の情報はないに等しく、モニター評価を行う人材を含めその手法等は確立されていないため、各開発企業のモニター評価の実施が不十分であることから、実用的な支援機器の開発においてモニター評価等の体制整備は急務である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全国の医療福祉施設、医療福祉専門職養成校等にモニター評価等の実績の有無、対応した人材を含めた協力内容、モニター評価手法等をアンケート調査する。 ・ モニター評価等の実績がある施設等にはヒアリングを実施し、好事例を収集する。 ・ アンケートおよびヒアリング結果をもとに、全国的なモニター評価等の実態が把握できる資料を作成する。 ・ 同様に、モニター評価等の手法を取りまとめ、標準的手法として提言できる資料を作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 今後、支援機器を開発する企業等にとってモニター評価等を依頼する際の参考となる施設の情報を作成する。 ・ 同様に、支援機器を開発する企業等にとって、モニター評価等の手法を取りまとめた資料を参考に、円滑にモニター評価が実施できるようになり、支援機器開発の支援・促進に寄与する可能性が期待できる。
担当課室/担当者	企画課自立支援振興室 福祉工学専門官（内線 3088）、障害者支援機器係（3073）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1 1	補装具費支給制度の効果的な普及方法に向けた検討
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	補装具費支給制度について、より詳細な支給データを把握するとともに、当事者が知りたい情報を調査し、国民がわかりやすい広報ツールを作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>補装具費支給制度については、これまで、市町村の支給決定にあたっての留意点をまとめたガイドラインはあるが、制度の考え方等について国民の理解を促す資料が十分ではない。また、支給実態について、例えば初めて補装具を製作して支給決定を受けた障害児者の数等の詳細なデータが把握できておらず、情報を伝えるべき対象者の状態像を明らかにできていない。</p> <p>そのため、当事者がどのような情報を求めているか、等について調査し、一般向けにわかりやすい広報ツール（リーフレット等）を作成し公開する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村に対して情報を伝えるべき対象者を明らかにするための支給実態調査を実施 ● 当事者にとって必要な情報について、障害当事者・家族への調査を実施 ● 相談支援専門員等の福祉職や、理学療法士、作業療法士等の医療専門職が当事者にとって必要と考える情報について調査 ● 調査実施にあたり、専門職、広報の専門家等による検討会を設置し、調査項目、対象者、広報ツール等に関する助言が得られる体制を構築
求める成果物の活用方法（施策への反映）	成果物を市町村や専門職の職能団体等を通じて広く公開することにより、補装具費支給制度の正しい理解を促し、円滑な制度運用が期待できる。
担当課室/担当者	<p>企画課自立支援振興室 福祉用具専門官 内線（3089）</p> <p>障害者支援機器係 内線（3071）</p>

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1 2	日常生活用具給付等事業の実態把握
補助基準額	1, 000万円を上限とする。
事業概要	日常生活用具給付等事業のうち、情報・意思疎通支援用具と排泄管理支援用具の支給実態を調査し分析する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>読書バリアフリー法が成立し、視覚障害者等の読書環境を整えることが急務となっている。現状、必要な機器は自費で用意する他、地域生活支援事業の市町村必須事業である日常生活支援用具の給付対象としている場合もあり、全体像が十分把握できていない。</p> <p>また、おむつ、ストーマ装具等の排泄支援用具は、継続的な支援が必要であり、引渡しのタイミング等、効率的な運用のための工夫が必要であるが、その実態は十分把握できていない。</p> <p>そのため、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具について、市町村がどのような用具を給付対象としているかについて調査するとともに、当事者団体や、支援を行う専門職等の職能団体等に対する調査を行い、ニーズや支援の実態を調査・分析し、取りまとめる。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村に対して、日常生活用具給付等事業のうち情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具の支給実態を調査する。 ● 当事者団体、理学療法士、作業療法士等の医療専門職の職能団体等に対して、ニーズや支援の実態について調査・分析し、取りまとめる。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<p>読書バリアフリー法を踏まえ、視覚障害者等の読書環境を整えるための基礎的情報として期待できる。</p> <p>また、日常生活用具給付等事業の効率的な運用に資する情報として期待できる。</p>
担当課室/担当者	<p>企画課自立支援振興室 福祉用具専門官 内線（3089） 障害者支援機器係 内線（3071）</p>

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 13	発達障害児者の感覚の問題に対する評価と支援の有用性の調査
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	<p>発達障害児者には感覚の過敏や鈍麻など感覚の問題を抱えている人が多い。そのため、そうした感覚の問題も早く把握し、必要な対応ができることが必要である。今回は、国際的に標準化された評価尺度の日本語版の「感覚プロフィール日本版」について、本人や家族、福祉事業所等のニーズや支援への効果等について調査し、支援における活用の仕方や普及について検討する。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>発達障害児者については、感覚の過敏や鈍麻に対する生活上の困難さがある。感覚の問題は人によって異なるが、その評価する尺度の活用が求められる。2010年の厚労科研では、感覚プロフィールの日本版の開発を行った。発達障害のアセスメントとして感覚の特性について把握し、支援につなぐことが必要である。そのため、福祉や医療の連携を含めた感覚プロフィールの活用の有用性や支援への効果等について把握し整理する。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉や医療の支援者の感覚プロフィールの活用の実態に関する調査 ・本人、家族や福祉事業所の支援者に対して感覚プロフィールによる発達障害児者の理解の深まりに関するアンケート調査
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書を作成し、感覚プロフィールの活用を示す。 ・活用のためのマニュアルを作成し、活用の普及につなげる。
担当課室/担当者	障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 発達障害施策調整官 内線（3144）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 1 4	発達障害者支援における高齢期支援に関する実態調査
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センター等の発達障害の専門機関での高齢期に関する対応や高齢者支援機関では発達障害の疑い等による対応の困難ケースについて把握をする。 ・さらに、高齢者支援機関において発達障害の支援の有効性について検討する。その上で、発達障害者支援センター等の高齢期支援の役割等を検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>発達障害者支援センター等の支援機関では、高齢期の方の発達障害の疑いに関する相談がある。8050 問題もある中で、発達障害の方々の家族を含む高齢化に伴う生活上の課題やその支援の困難さが考えられるため、発達障害やその疑いのある人たちの困難さ等について把握し、切れ目のない支援体制をつくるための必要な機能等について整理する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障害者支援センターでの高齢者の対応の実態調査（アンケート調査・ヒアリング調査） ・高齢者支援機関での発達障害の疑いのある方とその対応についてのヒアリング調査
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書を作成し、発達障害者支援センターの支援、役割等の検討に活用する。 ・今後の高齢者支援機関等との連携のための資料として活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 発達障害対策専門官 内線（3144）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題15	障害児入所施設の運営指針策定に関する調査・研究
補助基準額	1,200万円を上限とする。
事業概要	障害児入所施設（福祉型・医療型）の調査及び運営指針案の作成を行う。
指定課題を設定する背景・目的	平成31年2月から令和2年1月の期間において「障害児入所施設の在り方に関する検討会（以下、検討会）」が本会7回、福祉型ワーキンググループ及び医療型ワーキンググループが各々4回開催された。 検討会の議論の中で、支援の質を保障するという観点から、障害児入所施設においても児童発達支援事業や放課後等デイサービス事業で使用されているガイドラインのように運営指針の必要性があげられ、検討会最終報告書には「質の保障の観点より運営指針の作成及びそれに沿った運営、支援が行われる必要がある」と明示されている。 そのため、運営指針案の作成を目的とした調査・研究を行い運営指針案を検討する。
想定される事業の手法・内容	有識者による検討委員会（本会・福祉型・医療型）を設置し、必要な調査（ヒヤリング等）内容についての検討、調査の実施、調査結果の分析・検証を行い、運営指針案についての作成を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	運営指針に沿った運営について推進を図る。
担当課室/担当者	障害福祉課 障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官 内線（3048）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 16	障害児通所支援事業所等における安全な医療的ケアの実施体制の構築に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	障害児通所支援事業所、生活介護、共同生活援助等において、安全に医療的ケアが実施されるよう、事業所の医療的ケアの実施体制や看護職員の対応プロセス等を整理し、医療的ケアを実施するにあたっての事業所向けの手引き書を作成する。あわせて障害児通所支援事業所の他、生活介護等の福祉サービス、保育所及び学校等の通所・通学施設において医療的ケアに対応する看護職員の標準的な研修プログラムの開発を行う。
指定課題を設定する背景・目的	障害児通所支援事業所等で医療的ケア児を受け入れるにあたり、医療安全面での不安から受入を躊躇するケースもあると推測される。そこで障害児通所支援事業所等において参考となる医療的ケアの提供に係る手引き書を作成することで、事業所における医療的ケアの安全管理体制等を構築し、医療的ケア児の受入を推進することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援事業所等における医療的ケアの実施体制に係るヒアリング、実態調査 ・ 通所事業者、事業所の看護師、関係団体、有識者等によって構成された会議体における、医療的ケアの実施体制の整理及び手引き書の作成 ・ 手引書案に関する関係者へのヒアリング等による妥当性の検証 ・ 訪問看護等の研修を参考にすると他、上記の検討も踏まえた看護職員に対する標準的な研修プログラムの開発
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児通所支援事業等における医療的ケアの提供に係る手引き書は、広く広報することで、現場の事業所への普及を図る。 ・ 看護職員の研修プログラムは、都道府県や関係団体等に周知することにより、看護職員研修開催の推進を図る。
担当課室/担当者	障害福祉課障害児・発達障害者支援室 医療的ケア児支援専門官 内線（3101）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 17	地域における重層的な相談支援体制整備に関する実態調査
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	市町村若しくは障害保健福祉圏域等において、地域に必要な相談支援に関する機能をどのように検討し、各種相談支援事業等を活用しながら重層的な相談支援体制を構築しているかについて実態把握を行うとともに、体制整備に係る重要事項等を分析し、自治体等が体制整備を検討する際に資するツールを作成する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害児者に係る相談支援は、計画相談支援（指定特定相談支援・指定障害児相談支援）、地域相談支援（指定一般相談支援）、市町村地域生活支援事業の相談支援（基幹相談支援センター含む。）と複数の事業により展開されている。 ・ これらの事業が有機的に関連し、地域で必要な相談支援に関する機能を整備することが求められている（重層的な相談支援体制の整備）。 ・ また、他法他施策による相談支援事業をはじめとする多機関との協働や地域における包括的支援体制の一環としての障害者相談支援事業の展開も求められている。 ・ 以上のような状況を踏まえ、地域における相談支援体制の充実強化の取組を更に推進していく必要がある。 ・ 障害福祉分野以外の相談事業を含めた、地域の重層的な相談支援体制の実態については、先行研究がないことから、各地域の相談支援体制整備の状況を把握する必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 市町村や障害保健福祉圏域における相談支援体制整備に関する実態調査 <ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村への質問紙調査及び自治体等への訪問調査 ② 各相談支援事業に従事する相談支援従事者の業務実態調査 ③ 検討委員会の設置による下記の策定。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査設計、結果分析 ・ 体制整備の手引き及び事例集の作成
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重層的な相談支援体制整備の手引き及び事例集の作成 ・ 調査報告書の作成（市町村地域生活支援事業に規定する相談支援事業（基幹相談支援センターを含む。）の役割及びその業務内容の整理を含む。）
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室相談支援係 相談支援専門官 内線（3043）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題18	潜在的支援者の災害時等の緊急的支援への準備に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	災害発生時等における危機的事態の回避やリスク低減のために行う潜在的支援者である障害児者への支援の取組について、実態把握を行うとともに好事例の収集を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・自然災害の発生が増加しており、災害時の避難等に支援を要する障害児者の緊急時への備えが要請されている。 ・この取組は、福祉サービスを利用していない障害児者も含めた取組である必要がある。 ・障害福祉サービス・障害児の通所サービスの利用は障害児者の1割強であり、障害が重度であっても、福祉サービスを利用していない障害児者もいる。 ・当該者に係る市町村の実態把握は低調な状況であり、調査実施への動機付けも低い自治体が多い現状がある。 ・福祉サービスを利用していないため、相談支援とつながりづらい障害児者を含めた発災時の備えやその前提となる平時からの見守りが必要である。
想定される事業の手法・内容	<ol style="list-style-type: none"> ① 潜在的支援者である障害児者の把握やアウトリーチ、災害発生時等の緊急時への準備についての実態調査及び取組の好事例の収集 ② 検討委員会の設置による下記の策定。 <ul style="list-style-type: none"> ・調査設計、結果分析 ・体制整備の手引き及び事例集の作成
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・好事例集を含む報告書作成（協議会の活用等にも触れたツール開発であること）
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 相談支援係 相談支援専門官 内線（3043）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題 19	障害者支援施設における地域移行の実態調査及び意思決定支援の取り組み推進のための調査研究
補助基準額	1, 200万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設における地域移行の実態について悉皆調査を実施 ・ 障害者支援施設等から地域生活に移行した障害者の実践事例から、「社会生活場面」における意思決定支援の手法を明らかにし、意思決定支援の普及を図る。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画の基本指針においては、福祉施設の入所者の地域生活への移行について成果目標を掲げているが、障害者支援施設における地域移行の取り組み実態や入所者、家族などの意向の実態について把握する必要がある。 ・ 障害者自立支援法の基本理念に「どこで誰と生活するかについての機会が確保され、地域生活において他の人々と共生することが妨げられないこと」が明記されている。グループホームが制度化され30年が経過し、ホームで生活する利用者が11万人を超えたものの、意思確認が困難なこともあり、障害の重い方々の地域生活への移行は進んでいない現状にあると指摘されている。 ・ 意思の表明が著しく困難な障害が重い利用者の「社会生活場面」における意思決定支援の質を更に高め、普及させていくには、意思の表明が著しく困難な障害者が、障害者支援施設から地域生活に移行した実践事例をもとに、意思決定支援の手法を明らかにし、意思決定支援ガイドラインを普及していくことが必要である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有識者等による検討会を設置し、以下の実態把握及び事例分析を行う。 ・ 障害者支援施設における地域移行の実態について、質問紙による悉皆調査及び抽出によるヒアリング調査を実施する。 ・ 障害者支援施設等における、特に重度障害者の意思決定支援の事例を分析し、意思決定支援の手法を明らかにする。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設における地域移行の実態について把握がされる。 ・ 障害者支援施設における意思決定支援等、地域移行の取り組み実態について好事例が収集される。 ・ ホームページなどに意思決定支援に関する成果物を公表し、事業所における具体的な手法として普及を図り、意思決定支援ガイドラインとともに活用する。

担当課室/担当者

障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止係 虐待防止専門官 内線(3104)
地域移行支援係 障害福祉専門官 内線(3040)

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題20	潜在的福祉人材に関する調査研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	障害福祉現場で働く人の中で、他業種からの転職状況の実態、転職動機や満足度や課題について調査し、福祉に興味がある主に中高年に対しての、情報や先行事例を提供・提案するための冊子を作成し、その活用方法についての研究を行う。更に、成果物の具体的な活用方法についての提言を得る。
指定課題を設定する背景・目的	福祉人材の確保は急務であるが、大学や専門学校のみならず、他業種からの転職についても積極的に福祉業界に関心を持ち、採用していくべきであるという指摘があることから本調査研究をおこなう必要がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉現場で働く人の中で、他業種からの転職状況の実態、転職動機や満足度、課題についての調査。 ・ 調査委員会の開催。 ・ 関係者、有識者等へのヒアリング調査。 ・ 福祉に興味がある主に中高年に対しての、情報や先行事例を提供・提案するための冊子の作成。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	成果物をホームページに掲載し、事業所への情報提供を行う。また、福祉業界への転職を希望する他職種経験者のための参考資料として活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止係 虐待防止専門官 内線（3040）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題21	強度行動障害者に対するコンサルテーションの効果と、指導的人材養成に関する研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	強度行動障害者に関するコンサルテーションの有効性についての調査を行い、事業所等に出向いて、支援手法やアセスメント方法の指導ができる人材の養成についての研究を行う。
指定課題を設定する背景・目的	平成25年度より、強度行動障害支援者養成研修（基礎・実践）を実施してきており、報酬上の評価も行っているが、より支援が難しい強度行動障害については研修だけでなく、指導的立場の者が事業所に出向いて行うコンサルテーションが有効であることが指摘されている。また障害者福祉施設従事者等の障害者虐待において、強度行動障害のある者が被虐待者となる傾向があることから、より専門的な支援技術を習得する上で、コンサルテーションの活用は有効である。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・実際にコンサルテーションを受けた経験のある事業所に対するヒアリング調査。 ・発達障害者支援センター、自治体、先駆取り組みを行なっている事業所や個人が実施している強度行動のある者へのコンサルテーション事業等の実態の把握。 ・コンサルテーションを行うことができる人材養成の手法の開発。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・強度行動障害者に対するコンサルテーションが実施できる人材の標準的な育成方法を示すことによって、地方自治体が今後行う人材の養成の参考となる。 ・本研究の成果物を活用し、自治体、法人等がコンサルテーション事業を実施する際の参考資料として活用。 ・養成された人材が事業所に出向いてコンサルテーションを行うことによって、より支援が難しい強度行動障害の行動軽減が図られ、良質な支援の提供に資することが期待できる。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 虐待防止係 虐待防止専門官 内線（3040）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題22	自立生活援助の活用推進のための従事者養成研修カリキュラムと運営ガイドブックの作成
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助の従事者養成研修カリキュラムの作成 ・ 自立生活援助の運営ガイドブックの作成
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助については、平成28年の障害者総合支援法改正において、障害者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障害者や精神障害者などについて、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障害者の理解力、生活力等を補う観点から、適時のタイミングで適切な支援を行うサービスを創設した。 ・ 一方で、令和元年7月の指定事業所状況は、全国で170事業所であり、37都道府県に留まっており、更なる自立生活援助の活用推進が求められている。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立生活援助に先駆的に取り組んでいる指定事業所の従事者を中心とした検討委員会を設置する。 ・ 平成30年度年度厚生労働科学研究「総合支援法3年後見直し後のサービスの実態調査およびその効果についての研究」における自立生活援助の実態・分析結果等を参考に、従事者養成のための研修カリキュラムを検討し作成する。 ・ 研修テキストとしても活用できる運営ガイドブックを作成し都道府県、指定都市、中核市へ周知する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 開発された研修カリキュラム及び運営ガイドブックについて、自治体へ情報提供し活用を促す。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 地域移行支援係 障害福祉専門官 内線（3104）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題23	国立病院機構が運営する病院の療養介護（筋ジストロフィー病棟）利用者の地域移行に関する実態調査
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	国立病院機構が運営する病院の療養介護（筋ジストロフィー病棟）利用者の地域生活への移行に関する希望や移行のために必要となる地域資源（サービス）等の実態把握を行う。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害福祉計画に係る基本指針における地域移行については、福祉施設への入所、病院への入院から地域生活への移行に対応したサービス提供体制を整備することとなっている。 ・ 筋ジストロフィーによる入院患者については、長期の療養が必要なために入院しているのではなく、地域の資源が不足しているため在宅療養へ移行できずにいる社会的入院患者がいるとの指摘もある。 ・ このため、国立病院機構が運営する病院の療養介護（筋ジストロフィー病棟）に入院している者の地域移行に関する実態把握を行い、今後、障害福祉計画等においてどのように取り扱うことが適切であるか検討を行う。 ・ また、当該療養介護に入院している者の重度訪問介護の利用実態の把握を行う。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係団体、有識者等による検討会を設置する。 ・ 国立病院機構が運営する病院の療養介護（筋ジストロフィー病棟）に入院している者について、地域生活への移行に関する悉皆調査等を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査結果を踏まえ、療養介護（筋ジストロフィー病棟）に入院している者の地域移行に係る実態を把握し、障害福祉計画等においてどのように取り扱うことが適切であるか検討を行う。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 地域移行支援係 室長補佐 内線（3045）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題24	高次脳機能障害者のグループホーム等を活用した住まいの支援の実態についての調査研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害者（特に社会的行動障害）のグループホーム等を活用した住まいの支援の実態把握 ・グループホーム等を活用した高次脳機能障害者の支援ガイドブックの作成
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・社会保障審議会障害者部会において、高次脳機能障害者の支援における障害福祉サービス等での対応に対して、課題があるとの意見がある。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障害者の受け入れをしている障害福祉サービス事業所の従事者を中心とした検討委員会を設置する。 ・高次脳機能障害者を主な対象者としているグループホームの実態調査をする。 ・グループホーム等を活用した、高次脳機能障害者（特に社会的行動障害）の支援の実態及び効果的な支援方法について調査研究する。 ・調査研究を踏まえ、グループホーム等を活用した高次脳機能障害者の支援ガイドブックを作成する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・グループホーム等を活用した高次脳機能障害者（特に社会的行動障害）の支援の実態が収集される。 ・グループホーム等を活用した高次脳機能障害者の支援ガイドブックが作成される。
担当課室/担当者	障害福祉課 地域生活支援推進室 地域移行支援係 障害福祉専門官 内線（3104）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題 25	自治体及び障害福祉サービス事業所等における事務負担削減に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ・自治体や障害福祉サービス事業所等が行う文書量削減のための具体的な方策等を調査し、先進的な取組を集約、自治体や障害福祉サービス事業所等の規模等に応じた好事例を横展開する。 ・平成30年度から始まった新たな高額障害福祉サービス等給付費制度（以下「新高額制度」という。）について、その給付方法等、制度の運用状況を把握するとともに、自治体の規模等に応じた運用の好事例を横展開する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>令和元年5月29日にとりまとめられた「医療・福祉サービス改革プラン」において、障害福祉サービス事業所等に対して国及び自治体が作成を求める文書や、事業所が独自に作成する文書の見直しを進め、文書量の削減に取り組むことが盛り込まれている。</p> <p>令和元年度障害者総合福祉推進事業においては、指定申請関連文書や報酬請求関連文書等について、作成にかかる負担感等を文書ごとに調査したところであるが、今回は、文書量削減に向けたより具体的な方策を検討することとする。</p> <p>また、新高額制度については事務が複雑であり自治体の負担に繋がっていると考えられるところ、本事業をとおして各自治体の運用状況を把握し、自治体の規模等に応じた運用の好事例を横展開することで、事務の簡素化を図ることとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> (1) 関係団体や自治体職員等を構成員とした検討会を設置し、文書量削減のための具体的な方策について議論・検討する。 (2) 障害福祉サービス事業所等に対し、文書量削減のための具体的な方策に係るアンケート調査・ヒアリングを実施し、先進的な取組を集約、横展開する。 (3) 自治体に対し、文書量削減のための具体的な方策及び新高額制度の運用状況に係る悉皆調査・ヒアリングを実施し、先進的な取組を集約、横展開する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	通知等による好事例の横展開等
担当課室/担当者	障害福祉課 企画法令係 係長 内線（3046）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題26	障害者の多様な働き方と支援の実態に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	企業等における障害者雇用以外の形態等で働く障害者の実態を把握し、就労系障害福祉サービスを含む就労支援における多様な働き方への支援の在り方の検討に資する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>ICTの発達や個人の価値観の多様化に伴い、個々のライフスタイル等にあわせた多様な働き方が徐々に広がりを見せる中、障害者についても、テレワークやショートタイムワークといった柔軟な働き方を選択する者のほか、自ら起業する者、請負によって生計を立てる者なども出てきている現状にある。</p> <p>このような現状を踏まえると、今後の障害者の就労支援を検討していくに当たっては、障害者の多様な働き方の実態を把握した上で、その支援の在り方等についても併せて検討する必要がある。</p> <p>このため、本調査研究では、テレワークやショートタイムワークといった柔軟な働き方、自営や請負等での多様な働き方により社会参加を実現した障害者の実態を把握するとともに、既に就労支援によって自営、請負等の働き方を実現させている実例を収集して、就労系障害福祉サービスを含む就労支援の在り方の検討に資することとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>企業等における障害者雇用以外の働き方を支援している就労支援機関や多様な働き方を実現している当事者等有識者の協力の下、全国の就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、在宅就労支援団体、当事者団体等に対して、障害者の多様な働き方の実態把握に関するアンケート調査を実施する。</p> <p>自営や請負等の多様な働き方を実現した障害者や支援を実施した就労支援機関に対するヒアリング調査を実施し、個々の働き方の詳細な実態把握と、就労支援にかかる支援ニーズを聴取する。</p> <p>欧米における障害者の就労支援の在り方等について文献等から情報収集する。</p> <p>上記により収集された実態や支援ニーズ等を取りまとめて報告書を作成する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	調査で収集された障害者の多様な働き方の実態、支援ニーズを報告書に取りまとめ、今後の施策の検討に向けて、障害者の多様な働き方の実現に向けた支援の在り方を検討する際の基礎資料として活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 就労支援係 就労支援専門官 内線（3018）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題27	就労系障害福祉サービスにおける就労支援事業会計の管理の実態と会計処理における課題に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	就労移行支援、就労継続支援事業等における就労支援事業の会計処理の実態を把握すると共に、会計処理の在り方や基準等の見直しの検討に資する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>就労移行支援、就労継続支援事業等（生産活動を実施している生活介護事業であって、当該生産活動について就労支援事業の会計処理に基づき会計処理を行う生活介護事業も含む。以下同じ。）においては、当該事業における生産活動の会計とその他の事業の会計を区分すべきことが定められている。</p> <p>当該事業における生産活動の会計では生産活動等によって得られた収益（生産活動収益）から障害者に対する工賃、賃金等の経費を支払うこととされているが、特に就労継続支援A型事業は生産活動収益から当該経費が賄えず、早急に経営改善を図る必要がある事業所が多い。経営改善に向けては設備投資や人材配置等、生産活動の事業性を高め収益をあげるための取組が重要になるが、現在の就労支援事業会計では事業の経営実態を的確に把握することが難しい、という声も聞かれるところである。</p> <p>については就労継続支援事業所等における就労支援事業の会計処理の詳細な実態や、会計処理における課題を把握した上で、就労支援事業会計処理の在り方や基準等の見直しの検討に資することを目的として調査研究を実施することとする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>全国の就労継続支援事業所等に対して就労支援事業会計の管理状況についてのアンケート調査及び実地で会計担当者等へのヒアリング調査を実施する。</p> <p>アンケート調査及びヒアリング調査から実態や課題を抽出した上で、就労支援事業会計処理や基準の在り方等の報告書を作成する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	アンケート調査等から得られた実態、就労支援事業会計処理や基準の在り方等をふまえて、就労支援事業会計の適正の管理にかかる周知や、基準等の見直しの必要性がある場合には、その検討の参考資料とする。
担当課室/担当者	障害福祉課 就労支援係 就労支援専門官 内線（3018）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題28	視覚障害者の就労のために効果的なICT訓練の実施に向けた調査研究
補助基準額	700万円を上限とする。
事業概要	視覚障害者の主要な就労形態である三療の治療院における事務に必要なスキル修得のための訓練について、訓練プログラムや、支援するポイントを取りまとめる。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成31年1月1日より、あん摩マッサージ指圧、はり、きゅうについて、施術者が患者に代わって療養費の支給申請を行う「受領委任制度」が導入された。同制度の申請には多くの書類作成が必要であるが、その作成スキルを身につけている視覚障害者が少ないと指摘されている。一方、視覚障害者へのICT訓練は、障害福祉サービス（自立訓練）や、地域生活支援事業で行われていることが先行調査でわかっているが、受領委任制度に対応した支援プログラム等については未整備である。</p> <p>本事業では、受領委任制度で必要な書類作成スキルを視野に入れつつ、必要な訓練プログラムや支援するポイントを取りまとめることを目的とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ● 当事者、視覚障害者の支援を行っている自立訓練事業所、就労移行支援（養成施設）事業所、地域生活支援事業や地域単独事業によって視覚障害者の支援を行っている事業所、特別支援学校（保健医療科、医療科）に対して、支援プログラムや支援内容についての実態調査を行う。 ● 受領委任制度に必要な書類や業務内容を精査し、有資格者が直接行うべきものとそうでないものとを分類整理する。 ● 必要な書類をサンプルに、視覚障害者が使用することを前提にした様式作成のポイントや、訓練内容について、必要に応じて試行しつつ、具体的な対応を取りまとめる。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	視覚障害者自らが、より高度なICTスキルを身につけるためのポイントをまとめることで、事業者の支援内容が明確になり、視覚障害者の社会参加を促進することが期待できる。
担当課室/担当者	障害福祉課 訪問サービス係 係長 内線（3092）・障害福祉専門官 内線（3089）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題29	入院中における重度訪問介護の利用に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	重度訪問介護利用者の入院中における支援のニーズ等を把握し、その支援の在り方等を検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度より、障害支援区分6の重度訪問介護利用者が病院等に入院したときに、当該利用者のニーズを的確に医療従事者に伝えるため、コミュニケーション支援等に限り入院中も重度訪問介護の利用が可能となった。 ・当該制度の見直しを含む障害者総合支援法改正案に対する附帯決議では、当該制度の施行状況を踏まえ、個々の障害者の支援のニーズにも配慮しつつ、対象者の拡大等も含め、その利用の在り方について検討することとされた。 ・このような状況を踏まえ、本調査研究においては、重度訪問介護利用者の入院中における支援のニーズ等を把握し、その支援の在り方等を検討することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	<p>有識者をメンバーとする検討会を設置し、入院中の重度訪問介護利用者等の実態を調査し、以下の点を中心に検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入院中の重度訪問介護の対象となっていない障害支援区分4、5に認定されている重度訪問介護利用者は、入院中にどのような支援を必要としているのか。 ・入院中のコミュニケーション支援等を必要としている者をどのような指標等によって評価すべきか。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の施策を検討する上での基礎資料として活用されることが期待される。
担当課室/担当者	障害福祉課 訪問サービス係 係長 内線（3092）・障害福祉専門官 内線（3040）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題30	ヘルパーによる長時間の介助が必要とされている障害児等に対する支援の在り方に関する調査研究
補助基準額	1, 100万円を上限とする。
事業概要	ヘルパーによる長時間の介助が必要とされている障害児の人数、障害の状態像、そのニーズ等を把握し、障害児に対する支援の在り方を検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<ul style="list-style-type: none"> ・障害児について、見守りも含めたヘルパーによる長時間の介助を必要とする声がある一方で、当該支援を必要とする障害児の人数やその障害児がどのような障害の状態像なのか、どのようなニーズがあるのか等について詳細に把握していない。 ・また、障害児入所施設の在り方検討会において、入所中の利用者が外泊時に居宅介護等を居宅において利用できないことが指摘されたが、そのニーズや背景等を詳細に把握していない。 ・そのため、障害児についてのそれらの実態を把握した上で、障害児に対する支援の在り方を検討することを目的とする。
想定される事業の手法・内容	<p>有識者をメンバーとする検討会を設置し、以下のような障害児の実態を調査（アンケート調査、ヒアリング調査を想定）し、障害児の支援の在り方について検討を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・見守りも含めたヘルパーによる長時間の介助を必要とする障害児について、その人数や障害の状態像、そのニーズを持つ主体、具体的な内容（例：親のレスパイト、障害児の入院中の付添支援、障害児の通学支援等）等。 ・障害児施設入所中の利用者について、自宅に外泊する場合に居宅介護等を必要とする利用者の人数、背景等。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	今後の施策を検討する上での基礎資料として活用されることが期待される。
担当課室/担当者	障害福祉課 訪問サービス係 係長 内線（3092）・障害福祉専門官 内線（3048）・医療的ケア児専門官 内線（3101）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題31	ロボット等を活用した障害者支援手法の開発に向けた調査研究
補助基準額	800万円を上限とする。
事業概要	障害者支援施設等における支援のうち、ロボット技術の活用が期待できるものを、実態調査等により把握するとともに、ロボット技術を活用した効果的な支援手法の開発に向けたポイントを取りまとめる。
指定課題を設定する背景・目的	<p>介護分野、医療分野で先行的に普及が進んでいるロボット技術については、障害分野においても職員の負担軽減や職場環境の観点からも期待されている。</p> <p>一方、ロボット技術を活用した、幅広い障害の状態像に対する支援手法は確立されていない。そのため、障害者支援施設等の支援内容を把握しつつ、支援手法の開発に向けたポイントを整理する必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障害者支援施設等における標準的な支援内容について、タイムスタディ等により実態把握する。 ・ 支援内容のうち、ロボット技術の活用が期待されるものを抽出し、具体的な支援手法のポイントを検討する。 ・ リハビリテーション専門職、福祉工学等の専門家によるワーキンググループを設置する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	令和3年度以降の予算要求やロボット等の活用による効果測定手法の検討に向けた基本的なデータとして活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係 係長 内線（3091）・障害福祉専門官 内線（3089）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題32	障害者支援施設等と医療機関における連携状況に関する実態調査
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	障害者支援施設等の入所者の医療機関への受診状況と医療機関が障害児者を受け入れる際の課題について実態を把握する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>「障害者支援施設のあり方に関する実態調査」（平成30年度障害者総合福祉推進事業）における調査結果によると、障害者支援施設の利用者が医療機関に受診する際、連携先の医療機関で対応できなかったことがあるという回答が41.3%、その理由として障害が重度であるためが39.6%であったという報告がある。</p> <p>この調査結果を踏まえ、連携先の医療機関で対応できなかった場合について、その理由やその後の対応等について分析を深めることにより、障害児者が必要な医療を受けられているか詳細な実態を把握する必要がある。</p> <p>また、医療機関が障害児者に対し医療を提供する際、障害特性等により対応が難しいと考える事例を詳細に把握することで、医療機関が抱える課題を明らかにする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>障害者支援施設等の利用者が医療機関を受診する際の対応状況や医療機関が抱える課題について詳細な把握ができるよう、障害、医療双方の関係者等を構成員とするワーキンググループを設置し、調査票の設計や調査結果の集計、分析、検証を行う。その際、併せてヒアリング調査等により、現場の実態を詳細に把握することも検討する。</p>
求める成果物の活用方法（施策への反映）	令和3年度以降の予算要求に向けた基本的なデータとして活用する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係 係長 内線（3091）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題33	介護職員の喀痰吸引等研修の実態調査
補助基準額	400万円を上限とする。
事業概要	各都道府県の介護職員の喀痰吸引等研修の実態について、詳細な実態把握を行い、今後の喀痰吸引等の研修の実施に資する課題等を分析・検証する。
指定課題を設定する背景・目的	介護職員の喀痰吸引等の研修について、実施に当たっての課題や令和元年度に改訂した研修カリキュラムの活用状況等を詳細に分析・検証する必要がある。
想定される事業の手法・内容	各都道府県の喀痰吸引等の実施状況等について調査やヒアリングを行い、詳細な実態について把握する。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	調査結果について、様々な観点で分析・検証を行い、今後の介護職員の喀痰吸引等の研修の実施のあり方を検討する。
担当課室/担当者	障害福祉課 福祉サービス係 係長 内線（3091）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題34	公認心理師の活動状況等に関する調査
補助基準額	1,600万円を上限とする。
事業概要	公認心理師として登録されている者を対象とした職務実態や活動状況等の調査を行う。 公認心理師の属性、配置状況、就業状態、業務内容、資質向上や多職種連携の状況等について基礎情報の収集を行い、今後の公認心理師制度の推進に活用する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>公認心理師制度が開始され、令和元年12月末時点で34,170人が登録されている（第2回試験までの合格者数36,438人）。現在公認心理師については、医療機関を対象に、専門家としての資質向上や養成を目的とした調査を行っているところである。一方で、公認心理師は保健医療、福祉、教育、産業・労働、司法・犯罪等、幅広い分野に配置されており、制度が開始されたばかりでもあることから、公認心理師全体の職務実態や活動状況等は明らかではない。</p> <p>また、公認心理師法附帯決議により「施行後五年を経過した場合における検討を行うに当たっては、保健医療、福祉、教育等を提供する者その他の関係者との連携等の在り方についても検討を加えること」とされていることから、連携の状況について調査する必要がある。</p> <p>本事業では、各分野で活動する公認心理師の職務実態、活動状況、心理支援の内容、資質向上および多職種連携の状況等を調査する。このことにより、将来的な公認心理師制度の適正かつ円滑な運営及び推進を図るための検討材料とする。</p>
想定される事業の手法・内容	<p>【調査対象】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認心理師として指定登録機関（一般財団法人日本心理研修センター）に資格登録されている者（第2回試験までの合格者数36,438人） <p>【事業内容及び手法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・Web調査等による活動状況や職務実態等の調査（公認心理師の属性、配置状況、就業状態、業務内容、資質向上や多職種連携の状況等に関する調査）、調査結果の集計、分析 ・有識者、職能団体、関係団体等による検討会議の開催（質問項目の作成、調査結果の考察等） ・上記について、各領域を考慮した報告書としてまとめること <p>※予算の範囲内で可能な限り多くのサンプル数を確保すること ※本調査等については、指定登録機関が保持する個人情報（公認心理師の登録情報）を使用することとなるため、個人情報の取り扱いについては指定登録機関と十分調整すること</p>

	<p>※検討会議の開催については、担当課室と相談し、専門性や経験を考慮した人選を行うこと</p> <p>※調査は保健医療、福祉、教育、産業・労働、司法・犯罪の主要5分野を含む各分野を想定した質問項目を作成して実施すること</p>
<p>求める成果物の活用方法（施策への反映）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・公認心理師の活用、制度の推進のための基礎資料とする。 ・将来的な制度の見直しに活用するための資料とする。
<p>担当課室/担当者</p>	<p>精神障害・保健課公認心理師制度推進室 内線（3047）</p>

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題35	精神科訪問看護に係る実態及び精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける役割に関する調査研究
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	医療機関及び訪問看護事業所における精神科訪問看護の実態を調査する。 調査結果と併せて精神障害にも対応した地域包括ケアシステムにおける精神科訪問看護に期待される役割について検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>平成29年2月に「これからの精神保健医療福祉のあり方に関する検討会報告書」において、精神障害者が、地域の一員として、安心して自分らしい暮らしができるよう、医療、障害福祉・介護、社会参加、住まい、地域の助け合い、教育が包括的に確保された精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築の必要が示されている。また、第5期障害福祉計画及び第7次医療計画では精神病床の1年以上入院患者数の減少が目標として掲げられている。</p> <p>精神障害者が安心して自分らしい暮らしができるためには、精神科訪問看護へも期待が寄せられているが、精神科訪問看護の提供実態が把握されていない。加えて、精神科訪問看護が精神障害にも対応した地域包括ケアシステムで果たす役割について具体的に検討されていない。</p> <p>以上のことから、精神科訪問看護の提供に係る実態を調査により把握した上で、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムで果たす役割に関する検討を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関及び訪問看護事業所に対する質問紙調査等（調査票は施設に関する調査、患者に関する調査） ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムで果たす精神科訪問看護の役割に関する検討会の開催
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」への反映 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進その他制度改正の検討材料
担当課室/担当者	精神・障害保健課 内線（3114）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題36	精神保健福祉士の災害時の対応における役割の明確化と支援体制に関する調査研究
補助基準額	500万円を上限とする。
事業概要	<p>これまでの災害における精神保健福祉士の活動について取りまとめる。</p> <p>都道府県に対して、災害時の精神保健福祉士の役割等に関する調査を実施する。</p> <p>災害派遣福祉チーム（DWA T）における期待される役割や行政機関等が災害に関連して精神保健福祉士に期待する役割について整理し提言をまとめる。</p>
指定課題を設定する背景・目的	<p>精神保健福祉士は一専門職として災害時の対応や災害派遣福祉チーム（DWA T）における活動実態があるものの、災害福祉支援ネットワーク等への参加状況は社会福祉士や介護福祉士と比べて対応が遅れている。</p> <p>精神保健福祉士の災害時における対応を強化するため、災害時における活動実態について整理するとともに、災害福祉支援ネットワーク等への参加状況が遅れている要因について明らかにする必要がある。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・災害派遣福祉チーム（DWA T）その他の機関からの派遣等により災害時の対応経験のある精神保健福祉士へのヒアリング ・都道府県等に対するアンケート調査 ・災害派遣福祉チーム（DWA T）等における精神保健福祉士の果たす役割に関する検討会の開催
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時の福祉支援体制の整備に向けたガイドラインへの提言及び反映
担当課室/担当者	精神・障害保健課 内線（3114）

**令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票**

指定課題37	精神病床で身体管理を要する入院患者への取組の実態調査
補助基準額	1,000万円を上限とする。
事業概要	精神病床に入院する患者のうち、身体管理を要する患者の診療実態を調査する。精神病床には多様な患者が入院しており、調査結果を踏まえ、身体管理を要する入院患者への対応について検討する。
指定課題を設定する背景・目的	<p>精神疾患を有する入院患者のうち半数以上が65歳以上で、入院患者は高齢化しており、心疾患や呼吸器系疾患、内分泌・代謝疾患等の身体合併症を有する患者の割合も増加している。</p> <p>精神科医療における内科的疾患等への対応には課題がある中、高齢患者ほど身体合併症を有する割合が高いことや、妊産婦や自殺企図者等の身体管理を要する精神疾患の患者もおり、精神病床においても身体管理を有する患者への対応が求められている。</p> <p>本研究において精神病床で、身体管理を要する入院患者の診療実態や、血液・画像検査等を含む定期検査の実施状況等を把握するための調査を行う。</p>
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・精神病床を有する全国の医療機関に対する調査票による調査（検査・治療等の診療実態、他機関との連携有無等）及び検証 ・精神病床における身体管理の事例の分析（ヒアリング調査等） ・検討会の開催
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム構築のための手引き」への反映 ・精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進その他制度改正の検討材料 ・身体合併症対応に関する診療報酬見直しの基礎資料
担当課室/担当者	精神・障害保健課 内線（3093）

令和2年度障害者総合福祉推進事業
指定課題個票

指定課題38	精神障害者の心理的危機に対する早期対応や危機介入方法の普及と教育効果に関する検討
補助基準額	1,500万円を上限とする。
事業概要	精神障害者が地域で安心して生活していく基盤を形成するために、地域における多くの保健従事者および医療従事者が精神障害者の家族や身近な人に心理的危機対応法を正しく伝えることが求められている。本事業では、心理的危機の早期対応および危機介入方法に関して、国内普及のためのマニュアル作成と教育効果の検証を行う。
指定課題を設定する背景・目的	地域ケアの充実化や自殺対策の推進に不可欠とされるのが精神障害への危機対応であり、救急医療や精神科救急医療の現場ではガイドラインが策定されるなど国家的な対策が進んでいる。また、ひきこもりが長期化する理由の一つとして、精神疾患の存在が指摘されている。しかしながら、心理的危機にある精神障害者へ、家族や身近な人などの一般市民が早期対応や危機介入を十分に行うことができている現状がある。家族や身近な人などの一般市民が、精神疾患に罹患するものへの対応法・スキルを習得できるプログラムとして、メンタルヘルス・ファーストエイド（Mental Health First Aid: MHFA）等の構造化された教育プログラムが開発されているが、地域で十分に普及され、行き届く体制は未だ十分には整備されていない。
想定される事業の手法・内容	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的危機（うつの問題、不安の問題、精神病の問題、物質使用の問題、児童青年期の問題）に対しての早期対応や危機介入方法に関して、メンタルヘルス・ファーストエイド（Mental Health First Aid: MHFA）のマニュアル整備を行う。 ・すでにMHFAのインストラクターとなっている保健および医療従事者が、精神障害者の家族や身近な人などの一般市民に対して、心理的危機に対する早期対応および危機介入方法の研修を行う。 ・心理的危機のそれぞれの分野において、MHFAの受講前後での教育効果に関する検証を行う。
求める成果物の活用方法（施策への反映）	<ul style="list-style-type: none"> ・心理的危機に対する早期対応および危機介入方法に関するマニュアル作成 ・心理的危機に対する早期対応および危機介入方法の普及
担当課室/担当者	精神・障害保健課 心の健康支援室障害保健係 内線（3107）